

※改定後の全文は、平成 27 年 11 月 28 日以降、会員規約・約款ページ (<https://expy.jp/rules/>) をご確認ください。

現 行 (平成 27 年 11 月 27 日まで)	改 正 (平成 27 年 11 月 28 日以降)
【JR 東海エクスプレス・カード個人会員・一般法人・特別法人会員】 JR 東海エクスプレスサービス会員規約 (前略) 第 2 条 (会員資格の登録、取消) 1. 本サービスの利用は、以下のカード会員規約（これに付随する特約等を含みます。）に定める会員（以下「カード会員」という。）、代表者、管理責任者、カード使用者（以下「カード使用者等」という。）で、かつ JR 東海エクスプレスサービス会員に限り行えるものとします。 ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（個人） ・ JR 東海エクスプレス・(Visa・MasterCard・JCB) カード会員規約 ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約 ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（法人） ・ JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約 (中略) 5. 会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、以下の項目に該当すると当社が判断した場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちに JR 東海エクスプレスサービス会員登録を取り消し、会員の本サービス利用を停止させることがあります。 (1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合 (中略) (8) 同一の会員に対し複数の会員 ID（J-WEST 会員 ID を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(8)のいずれかに該当した場合	【JR 東海エクスプレス・カード個人会員・一般法人・特別法人会員】 JR 東海エクスプレスサービス会員規約 (前略) 第 2 条 (会員資格の登録、取消) 1. 本サービスの利用は、以下のカード会員規約（これに付随する特約等を含みます。）に定める会員（以下「カード会員」という。）、代表者、管理責任者、カード使用者（以下「カード使用者等」という。）で、かつ JR 東海エクスプレスサービス会員に限り行えるものとします。 ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（個人） ・ JR 東海エクスプレス・(Visa・MasterCard・JCB) カード会員規約 ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約 ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（法人） ・ JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約 (中略) 5. 会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、以下の項目に該当すると当社が判断した場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちに JR 東海エクスプレスサービス会員登録を取り消し、会員の本サービス利用を停止させることがあります。 (1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合 (中略) (8) <u>カード使用者等が第 13 条に違反している、又は疑いがあると当社が認めたとき</u> (9) 同一の会員に対し複数の会員 ID（<u>西日本旅客鉄道株式会社が提供する J-WEST カード会員及び当社が別に提供するプラス EX サービス会員の ID</u>を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発

(9) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合 6. 会員は、本サービスの利用を<u>終了</u>することを希望する場合、当社が定める<u>退会</u>手続を行うものとします。会員が JR 東海エクスプレスサービス<u>退会</u>手続を行った場合、当社は、会員の JR 東海エクスプレスサービス会員登録を取り消します。<u>退会</u>手続が完了した<u>場合</u>、当社は<u>退会完了</u>画面に表示することにより通知します。 7. 利用希望者が第 2 項に定める JR 東海エクスプレスサービス会員登録手続を行った後、又は会員が第 6 項に定める JR 東海エクスプレスサービス<u>退会</u>手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。 (中略) 第 12 条（管轄裁判所） 本サービス並びに本規約及び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	行されていた場合を含む。)において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(8)のいずれかに該当した場合 (10) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合 6. 会員は、本サービスの利用を<u>停止</u>することを希望する場合、当社が定める<u>会員登録の初期化</u>手続を行うものとします。会員が JR 東海エクスプレスサービス<u>会員登録の初期化</u>手続を行った場合、当社は、会員の JR 東海エクスプレスサービス会員登録を取り消します。<u>また、会員登録の初期化</u>手続が完了した<u>後</u>、当社は<u>本サービスの</u>画面に表示することにより通知します。<u>なお会員が、第 2 条で定めるカード会員のカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。</u> 7. 利用希望者が第 2 項に定める JR 東海エクスプレスサービス会員登録手続を行った後、又は会員が第 6 項に定める JR 東海エクスプレスサービス<u>会員登録の初期化</u>手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。 (中略) 第 12 条（管轄裁判所） 本サービス並びに本規約及び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 <u>第 13 条（反社会的勢力の排除）</u> <u>1. カード使用者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u> <u>(1) 暴力団</u>
--	---

【ビュー・エクスプレス特約会員】 J R東海エクスプレスサービス会員規約（ビューカード会員用） （前略） （第2条：会員資格の登録、取消等） 1. 本サービスの利用は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「J R東日本」という。）が提供する「モバイルS u i c a」サービスの決済用クレジットカードとして、株式会社ビューカードが発行するビューカードのうち当社及びJ R東日本が別に定めるものを登録したビューカード会員（以下、「ビューカード会員」という。）で、かつJ R東海エクスプレスサービス会員に登録され、本サービスの利用開始申込に対して当社の承諾を受けた者に限り行えるものとします。 （中略） 8. 会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちにJ R東海エクスプレスサービス会員登録の取り消し又は会	<u>(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者</u> <u>(3) 暴力団準構成員</u> <u>(4) 暴力団関係企業</u> <u>(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>(6) 前各号の共生者</u> <u>(7) その他前各号に準ずる者</u> <u>2. カード使用者等は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</u> <u>(1) 暴力的な要求行為</u> <u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u> <u>(5) その他前各号に準ずる行為</u> 【ビュー・エクスプレス特約会員】 J R東海エクスプレスサービス会員規約（ビューカード会員用） （前略） （第2条：会員資格の登録、取消等） 1. 本サービスの利用は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「J R東日本」という。）が提供する「モバイルS u i c a」サービスの決済用クレジットカードとして、株式会社ビューカードが発行するビューカードのうち当社及びJ R東日本が別に定めるものを登録したビューカード会員（以下、「ビューカード会員」という。）で、かつJ R東海エクスプレスサービス会員に登録され、本サービスの利用開始申込に対して当社の承諾を受けた者に限り行えるものとします。 （中略） 8. 会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちにJ R東海エクスプレスサービス会員登録の取り消し又は会
--	--

員の本サービスの利用を停止させることがあります。 (1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合 (中略) (9) 同一の会員に対し複数の会員 I D (J R 東海エクスプレス・カード 会員等の会員 I D を含む。以下同じ。) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 I D の一部もしくは全部において、上記 (1) から (8) のいずれかに該当した場合 (10) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合 9. 会員は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める <u>停止</u> 手続を行うものとします。 <u>停止</u> 手続が完了した <u>場合</u>、当社は <u>停止完了</u> 画面に表示することにより通知します。なお、本サービスの停止手続を行った会員が、本サービスの利用を再開することを希望する場合、再度第 4 項に定める利用開始申込を行わなければなりません。 (中略) (第 14 条：管轄裁判所) 本サービス並びに本規約及び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	員の本サービスの利用を停止させることがあります。 (1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合 (中略) (9) <u>会員が第 15 条に違反している、又は疑いがあると当社が認めたとき。</u> (10) 同一の会員に対し複数の会員 I D (J R 東海エクスプレス・カード 会員等の会員 I D <u>及び当社が別に提供するプラス E X サービス会員の I D</u> を含む。以下同じ。) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 I D の一部もしくは全部において、上記 (1) から (9) のいずれかに該当した場合 (11) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合 9. 会員は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める <u>会員登録の初期化</u> 手続を行うものとします。 <u>会員が会員登録の初期化手続を行った場合、当社は会員の登録を取り消します。また、会員登録の初期化</u> 手続が完了した <u>後</u>、当社は <u>本サービスの画面</u> に表示することにより通知します。なお、本サービスの停止手続を行った会員が、本サービスの利用を再開することを希望する場合、再度第 4 項に定める利用開始申込を行わなければなりません。 (中略) (第 14 条：管轄裁判所) 本サービス並びに本規約及び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 <u>(第 15 条：反社会的勢力の排除)</u> <u>1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u> <u>(1) 暴力団</u> <u>(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者</u> <u>(3) 暴力団準構成員</u>
---	--

	<u>(4) 暴力団関係企業</u> <u>(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>(6) 前各号の共生者</u> <u>(7) その他前各号に準ずる者</u> <u>2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</u> <u>(1) 暴力的な要求行為</u> <u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u> <u>(5) その他前各号に準ずる行為</u>
--	--